

## 伊勢原市児童手当事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下「手当」という。）の支給等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第2条 市長は、手当の請求者、受給者又はその他の関係者（以下「受給者等」という。）に対する手当に関する通知、照会等の文書を作成するときは、なるべく平易な文体を用いる等、記載内容が容易に理解できるように努めるものとする。

2 市長は、受給者等から提出された手当に関する請求書又は届書等の記載事項に軽微かつ明白な誤りがある場合において、これが容易に補正できるものであるときは、適宜その誤りを補正するものとする。

3 市長は、請求書、届書等の提出を受けたときは、当該請求書、届書等に必ず受付確認年月日を記録するものとする。

4 市長は、受給者等から提出される請求書、届書等は、本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず担当職員が受給者等に代わって記入する場合には、受給者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。

5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報の取扱いについては、伊勢原市特定個人情報に関する安全管理措置に従い、適正に行うものとする。

(管理すべき記録)

第3条 手当の支給に関し、記録及び管理すべき情報は、次のとおりとする。

(1) 児童手当受給者情報（第1号様式）

(2) 児童手当受給者情報（施設等受給者用）（第2号様式）

(3) 児童手当関係書類返戻・保留情報（第3号様式。以下「返戻・保留情報」という。）

(4) 児童手当受給資格調査員証交付情報（第4号様式。以下「調査員証交付情報」という。）

(5) 児童手当父母指定者管理情報（第5号様式。以下「父母指定者管理情報」という。）

(受給者情報)

第4条 市長は、受給者情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

2 市長は、受給者が外国人であるときは、住民票の記載事項を適切に確認した上、外国人である旨や通称名を記録するなど、適正に整理するものとする。

(返戻・保留情報)

第5条 市長は、返戻・保留情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

(調査員証交付情報)

第6条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第13条の規定による身分を示す証票の交付を行ったとき及びその返納を受けたときに調査員証交付情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

(父母指定者管理台帳)

第7条 市長は、父母指定者（法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）に係る支給対象となる児童で住所地がある場合に父母指定者管理情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

(父母指定者指定届の処理等)

第8条 市長は、省令第1条の3の届出があったときは、父母指定者管理情報に所要の事項を記録するものとする。

2 父母指定者に対する手当の支給事由が消滅したときは、父母指定管理情報に支給事由消滅年月日を記録するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第9条 市長は、省令第1条の4第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 省令第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、認定請求書に省略させた書類の名称及びその理由を記録すること。

(2) 認定請求書の記載及び添付書類に容易に補正ができない程度の不備があるときは、次の処理を行うこと。

ア 認定請求書を請求者に返戻する場合は、児童手当関係書類返戻（保留）通知書（第6号様式）によりその認定請求書に添えて返戻すること。

イ 認定請求書を保留する場合は、児童手当関係書類返戻（保留）通知書を請求者に送付すること。

ウ ア又はイの規定による処理を行った場合は、返戻・保留情報にその旨を記録すること。

(3) 認定請求書には請求者及びその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。以下同じ。）の個人番号をそれぞれ記載する必要があるが、当該個人番号の記載がないことのみをもって認定請求書の返戻又は保留しないこと。

2 市長は、認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を添付書類、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）により確認することとし、次のアからセまでについては、特に留意すること。

ア 請求者の他に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父若しくは母、未成年後見人（法人を除く。）又は父母指定者がある場合は、必要に応じて、これらの者の前年の所得（1月から5月分までの月分の手当については前々年

の所得)の状況の確認に努めること。この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税又は特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑損所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とする。

イ 請求に係る児童のうち請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する児童(法第3条第3項に規定する施設入所等児童(以下「施設入所児童」という。)を除く。)があるときは、省令第1条の4第2項第1号の添付書類(当該児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)及び同項第3号の添付書類(児童手当 別居監護申立書(第6号様式の2))により、別居監護の状況や当該児童と同居している者の状況等を確認すること。

ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しない場合は、省令第1条に規定する理由に該当するか否かを省令第1条の4第2項第2号の添付書類(児童手当に係る海外留学に関する申立書(第6号様式の3)、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等)により確認すること。

エ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者(法第6条第2項第2号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。)が日本国内に住所を有しない場合は、省令第1条の3の2第3項に規定する理由に該当するか否か省令第1条の4第2項第12号の添付書類(児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童の兄弟等用)(様式第6号の4)、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等)により確認すること。

オ 請求者が未成年後見人として請求したときは、省令第1条の4第2項第4号の添付書類(児童手当の受給資格に係る(継続)申立書(未成年後見人)(第6号様式の5)、請求に係る児童の戸籍抄本等)により確認すること。

カ 請求者が父母指定者として請求したときは、父母指定者管理情報又は省令第1条の4第2項第5号の添付書類(父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等)により確認すること。この場合において、父母指定者と請求に係る児童が別居している場合は、当該児童の状況がわかる書類(全寮制の学校の寮の入寮証明書等)の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、上記イにより別居監護の状況等を確認すること。

キ 請求者が法第4条第4項の支給要件に該当する者(以下「同居父母」という。)として請求したときは、省令第1条の4第2項第7号の添付書類(児童手当の受給資格に係る(継続)申立書(同居父母)(第6号様式の6)及び当該申立てに係る事実を証明する書類)により確認すること。

ク 請求に係る児童が施設入所等児童に該当する者でないことを、都道府県等から提

供される情報により確認すること。

ケ 請求者が、配偶者からの暴力を理由に住民票上の住所地と異なる市町村で請求したときは、児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（平成24年3月31日付け雇児発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童虐待・DV通知」という。）の第二の1により支給要件を確認するほか、児童手当の受給資格に係る（継続）申立書（第6号様式の7）又は生活の本拠が分かる書類等により実際の住所地を確認すること。

コ 請求に係る児童が戸籍及び住民票に記載のない場合については、出生証明書により児童及びその母を確認するほか、戸籍及び住民票に記載の無い児童に関する（継続）申立書（第6号様式の8）又は児童の生活の記録が分かる書類等により国内に居住している実態や請求者が支給要件に該当するかを確認すること。

サ 請求に係る児童のうち三歳未満支給対象児童（法第6条第2項第5号に規定する三歳未満支給対象児童をいう。）がない請求者については、年金加入証明書等の添付書類又は公簿等による被用者又は被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。

シ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者があるときは、省令第1条の4第2項第10号の添付書類（監護相当・生計費の負担についての確認書（第6号様式の9））により、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。

ス 請求に係る第三子以降算定額算定対象者のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者（延長者等（法第6条第2項第2号に規定する延長者等をいう。セにおいて同じ。）を除く。）があるときは、省令第1条の4第2項第11号の添付書類（当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの）により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。

セ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、監護相当・生計費の負担についての確認書（第6号様式の9）により確認すること。

(2) 前号の規定により行う審査において確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

3 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報を作成し、所要の事項を記録すること。

(2) 児童手当認定通知書（第7号様式）を受給者に通知すること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める内容を記載のうえ、通知すること。

ア 省令第1条に規定する理由に該当する児童について認定した場合 当該児童が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過したときは省令第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）を、3年以内に当該児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは省令第6条第1項の届書を、それぞれ市に

対して提出する必要がある旨

イ 省令第1条の3の2第3項に規定する理由に該当する第三子以降算定額算定対象者について認定した場合、当該第三子以降算定額算定対象者が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から4年を経過したことにより当該認定に係る手当の額が減額することとなるときは、省令第3条第1項の届書（第10条及び第13条において「額改定届」という。）を、4年以内に当該第三子以降算定額算定対象者が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市町村に対して提出する必要がある旨

ウ 未成年後見人を認定した場合 未成年後見人を解任された、又は辞職したときは、市に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

エ 父母指定者を認定した場合 児童の生計を維持する父母等が日本国内に住所を有するに至ったときは、市に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

(3) 認定請求書に認定年月日を記録すること。

(4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月日を記載すること（受給者が法人である場合を除く。）。

(5) 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員である場合はその所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、児童手当における同居父母に係る認定について（通知）（第8号様式）により通知すること。（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。）

4 市長は、第2項の規定により審査をした結果、受給資格がないと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記録すること。

(2) 児童手当認定請求却下通知書（第9号様式）を受給者等に通知すること。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第10条 市長は、省令第1条の4第3項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 市長は、認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等及び添付書類により確認すること。この場合において、省令第1条の2第1項に規定する期間以内の児童自立生活援助（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項の児童自立生活援助をいう。）が行われている者、同条第2項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第3項から5項までに掲げる短期間の入所若しくは入院をしている者又は施設に通う者は、施設入所等児童に該当しないこととなるので留意すること。

- (2) 前号の規定により行う審査において確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。
  - (3) 児童のうちに三歳未満施設入所等児童（法第6条第2項第9号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。）がない受給者については、年金加入証明書等の添付書類又は公簿等により被用者又は被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。
- 3 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。
- (1) 受給者情報（施設等受給者用）に所要の事項を記録すること。
  - (2) 児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）（第10号様式）を受給者に送付すること。
  - (3) 認定請求書（施設等受給資格者用）に認定年月日を記入すること。
  - (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）
- 4 市長は、第2項の規定により審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。
- (1) 認定請求書（施設等受給資格者用）に却下の旨及び却下年月日を記録すること。
  - (2) 児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）（第11号様式）を請求者に送付すること。
- （一般受給資格者に係る改定請求書の処理）
- 第11条 市長は、省令第2条第1項の請求書（以下「改定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。
- (1) 省令第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、改定請求書に省略させた書類の名称及びその理由を記録すること。
  - (2) 改定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第9条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。
- 2 市長は、改定請求書の記載内容については、第9条第2項（第1号アの規定を除く。）の規定の例により審査するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査した結果、手当の額を改定すべきものと確認したときは、手当の額を決定するとともに、次により処理するものとする。
- (1) 受給者情報に新たに支給対象児童となった児童の氏名及び新たに算定対象となった第三子以降算定額算定対象者の氏名並びに改定後の手当の額を記録すること。
  - (2) 児童手当額改定通知書（第12号様式）により受給者に通知すること。この場合において、第9条第3項第2号アからエまでに掲げる場合にあつては、同号の例により通知書を作成すること。
  - (3) 改定請求書に改定年月日を記録すること。
- 4 市長は、第2項の規定により審査した結果、手当の額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。
- (1) 受給者情報に改定の請求を却下した旨を記録すること。

(2) 児童手当額改定請求却下通知書（第13号様式）により受給者に通知すること。

(3) 改定請求書に改定請求却下年月日を記録すること。

（一般受給資格者に係る額改定届の処理）

第12条 市長は、額改定届の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、届出に係る事実があるときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報から改定の原因となる児童又は第三子以降算定額算定対象者を削除するとともに、改定後の手当の額を記録すること。

(2) 児童手当額改定通知書により受給者に通知すること。

(3) 額改定届に改定年月日を記録すること。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、届出に係る事実がないものと確認したときは、受給者情報に額改定届を返付した旨を記録し、当該届書を受給者に返付するものとする。

（施設等受給資格者に係る改定請求書の処理）

第13条 市長は、省令第2条第3項の請求書（以下「改定請求書(施設等受給者用)」という。）の提出を受けたときは、第11条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 市長は、改定請求書（施設等受給者用）の記載内容については、第10条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査した結果、手当の額を改定すべきものと確認したときは、手当の額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報（施設等受給者用）に新たに支給対象となった児童の氏名及び改定後の手当の額を記録すること。

(2) 児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（第14号様式）により受給者に通知すること。

(3) 改定請求書（施設等受給者用）に改定年月日を記録すること。

4 市長は、第2項の規定により審査した結果、手当の額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報（施設等受給者用）の備考欄に改定の請求を却下した旨を記録すること。

(2) 児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）（第15号様式）により受給者に通知すること。

(3) 改定請求書（施設等受給者用）に改定請求却下年月日を記録すること。

（施設等受給資格者に係る額改定届の処理）

第14条 市長は、省令第3条第2項の届書（以下「額改定届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次によ

り処理するものとする。

(1) 受給者情報（施設等受給者用）の児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の手当の額を記録すること。

(2) 児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により受給者に通知すること。

(3) 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を記入記録すること。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者情報（施設等受給者用）の備考欄に額改定届（施設等受給者用）を返付した旨を記録し、受給者に返付するものとする。

（職権による手当の額の改定手続）

第15条 市長は、額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合において、公簿等により手当の額を減額すべきものと確認したときは、職権により手当の額を改定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報に改定後の手当の額を記録するとともに、所要の事項を記録し、又は、改定の原因となる児童又は第三子以降算定額算定対象者を削除すること。

(2) 児童手当額改定通知書又は児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により受給者に通知するとともに、受給者情報にその通知年月日を記録すること。

2 一般受給者（法第6条第3項の第三子以降算定額を受給している者に限る。）であつて、支給対象児童のうちに18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する者があることにより、前項の職権による支給額の改定をすることとなるものに対しては、特に注意を払い、当該児童が同日の翌日以降、第三子以降算定額算定対象者となる場合には、監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号の9）の提出が必要となる旨を周知徹底するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第16条 市長は、現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 省令第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、現況届に省略させた添付書類の名称及びその理由を記録すること。

(2) 現況届の記載及び添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第9条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

(3) 現況届の記載事項について受給者情報と照合すること。

2 市長は、前項第3号の規定により照合したものについては、第9条第2項の規定の例により、審査するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査した結果、引き続き手当を支給すべきものと認めるときは、受給者情報に所要の事項を記録するものとする。

4 市長は、第2項の規定により審査した結果、法第4条第2項又は第3項の児童の生計を維持する程度の高いものに該当すると認められる者に対する手当は、原則として、当該審査をした年の8月から翌年7月まで支給するものとする。

5 市長は、第2項の規定により審査した結果、支給事由が消滅したものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報に消滅事由及び消滅年月日を記録し、引き続き手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。
- (2) 児童手当支給事由消滅通知書（第16号様式）により受給者に通知すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月日を記載すること（受給者が法人である場合を除く。）。

6 市長は、6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により手当の支払を一時差し止めるものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の省略）

第16条の2 市長は、省令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、公簿等により確認した情報等により審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、引き続き手当を支給すべきものと認めるときは、受給者情報に所要の事項を記録するものとする。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、支給事由が消滅したものと認めるときは、前条第5項の規定の例により処理するものとする。

（施設等受給資格者に係る現況届の処理）

第17条 市長は、省令第4条第4項の届書（以下「現況届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 現況届（施設等受給者用）の記載事項について、受給者情報（施設等受給者用）と照合し、省令第11条の規定により所定の添付書類を省略させたときは、現況届（施設等受給者用）に、その省略させた添付書類の名称及びその理由を記録すること。

(2) 現況届（施設等受給者用）の記載及び添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第9条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

2 市長は、前項第1号の規定により照合したものについては、第10条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査した結果、引き続き手当を支給すべきものと認めるときは、受給者情報（施設等受給者用）の現況届欄に所要の事項を記録するものとする。

4 市長は、第2項の規定により審査した結果、手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者情報（施設等受給者用）に消滅事由及び消滅年月日を記録し、引き続き手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。

(2) 児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第17号様式）により受給者に通知すること。

(3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）。

5 市長は、6月30日までに現況届（施設等受給者用）が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届（施設等受給者用）の提出がない受給者については、法第11条の規定により手当の支払を一時差し止めるもの

とする。

(氏名変更届の処理)

第18条 市長は、省令第5条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者情報を必要に応じて改めるものとする。
- (2) 受給者が施設等受給者である場合は、受給者情報（施設等受給者用）を必要に応じて改めるものとする。

(住所変更届の処理)

第19条 市長は、省令第6条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者又は支給要件児童の住所等を公簿等又は添付書類により確認すること。
- (2) 受給者が施設等受給者である場合は、設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）、施設等の所在地（住所）又は施設入所等児童の居住地を公簿等及び添付書類により確認すること。
- (3) 受給者情報に変更後の住所及び変更年月日を記録すること。

(被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出)

第19条の2 市長は、省令第6条の2の届書の提出を受けたときは、受給者情報に変更後の被用者又は被用者等でない者の別を記録するものとする。

(一般受給者に係る氏名変更届等の省略)

第19条の3 市長は、一般受給者に係る第18条から前条までの届出については、その届け出られるべき内容を公簿等により確認できるときは、その提出を省略させることができる。

(受給事由消滅届の処理)

第20条 市長は、省令第7条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報に消滅事由及び消滅年月日を記録し、引き続き手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。
- (2) 児童手当支給事由消滅通知書又は児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により受給者に通知すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月日を記入すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）
- (4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、前3号の規定による処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）（第18号様式）により通知すること。

(職権による消滅の手続)

第21条 市長は、受給事由消滅届の提出がない場合において、公簿等により手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により前条の規定の例により処理するもの

とする。ただし、次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができる。

- (1) 省令第1条に規定する理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した場合
- (2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合
- (3) 一般受給者に係る支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、当該一般受給者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合
- (4) 施設入所等児童が施設入所等児童でなくなったことに伴い、施設等受給者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合
- (5) 受給者が日本国内に住所を有しなくなった場合又は他の市町村に転出した場合
- (6) 児童虐待・DV通知の第一の1又は第二の1の事例に該当した場合
- (7) その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合

(住民基本台帳法による届出の処理)

第22条 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、第19条又は第20条の規定の例により処理するものとする。

(支払手続及び支払期日)

第23条 市長は、手当の支払を窓口で行う場合には、児童手当支払通知書（第19号様式）又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）（第20号様式）により受給者に通知するとともに、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録するものとする。

2 市長は、手当の支払を口座振替で行った場合には、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、法第8条第4項ただし書の規定による手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書、口座振込通知書（第21号様式）、児童手当支払通知書（施設等受給者用）又は口座振込通知書（施設等受給者用）（第22号様式）により受給者に通知するとともに、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録するものとする。

4 法第8条第4項本文に規定する手当の支払は、当該支払期月の15日とする。ただし、その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たる場合は、その日の前における最も近い祝日法による休日でない日とする。

(未支払請求書の処理)

第24条 市長は、省令第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 未支払請求書の記載事項について、受給者情報と照合すること。
- (2) 未支払の手当を支給するものと決定したときは、次により処理すること。

- ア 請求者が法第12条第1項の児童であった者（以下「児童であった者」という。）である場合は、未支払 児童手当支給決定（請求却下）通知書（第23号様式）により請求者に通知すること。
  - イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、未支払 児童手当 支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）（第24号様式）により請求者に通知すること。
  - ウ 請求者が児童であった者である場合は、受給者情報に支払金額及び支払年月日並びに請求者の氏名及び住所を記録すること。
  - エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、受給者情報（施設等受給者用）に支払金額及び支払年月日を記録すること。
- (3) 未支払の手当を支給しないものと決定したときは、次により処理すること。
- ア 請求者が児童であった者である場合は、未支払 児童手当支給決定（請求却下）通知書（第23号様式）により請求者に通知すること。
  - イ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、未支払 児童手当 支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）（第24号様式）により請求者に通知すること。
  - ウ 請求者が児童であった者である場合は、受給者情報に請求を却下した旨を記録すること。
  - エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、受給者情報（施設等受給者用）に請求を却下した旨を記録すること。

（支払の一時差止めの手続）

第25条 市長は、法第11条の規定により手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、児童手当払差止通知書（第25号様式）又は児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）（第26号様式）により受給者に通知するとともに、受給者情報にその旨を記録するものとする。

（処分の取消し）

第26条 市長は、手当の支給についての認定、手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。

2 前項の取消しは、文書をもって受給者に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第27条 市長は、法第20条の規定による寄附の申出については、申出の期限を定め、受給者等に周知するものとする。

2 市長は、省令第12条の9の届書（以下「寄附申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 支払期月ごとに寄附申出書に記載された寄附金額を受給者情報に記録し、当該支払期月に支給する手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収

等がある場合は、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。) から寄附金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する手当の額が寄附金額に満たない場合は、寄附は行われぬものとし、寄附金額を控除せずに支払うこと。

(2) 支払期月ごとに支給する手当の額から寄附金額を控除し、児童手当に係る寄附受領証明書(第27号様式)により受給者等に通知すること。

3 市長は、寄附申出書の署名欄と手当の受給者等の氏名が異なる場合又は申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された場合には、当該申出書を受給者等に返戻するものとする。

4 市長は、請求者等より寄附申出書の内容を変更し、又は寄附申出書を撤回するため、児童手当寄附変更等申出書(第28号様式)が提出された場合には、速やかに処理を行うものとする。

5 市長は、支給事由の消滅等により手当の支払が行われぬ場合や手当の額の減額により寄附申出書に記載された寄附金額に達しないときは、申出に係る寄附の受領は行わぬこととする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理)

第28条 市長は、法第21条の規定により、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等を実施する場合においては、実施する旨を、申出の期限を定め、受給者及び学校給食費等の費用に係る債権を有する者に周知するものとする。

2 市長は、省令第12条の10の届書(以下「学校給食費等徴収等申出書」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う場合は、手当から徴収等する各支払期月ごとの費用等について、児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書(第29号様式)又は児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)対象者等の決定について(第30号様式)により徴収等対象者及び学校給食費等の費用に係る債権を有する者に通知すること。

(2) 支払期月ごとに学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額(以下この条において「徴収等額」という。)を受給者情報に記録し、当該支払期月に支給する手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収等額がある場合は、それらの金額を控除した額。)から徴収等額を控除した額を支払うものとする。

3 市長は、学校給食費等徴収等申出書の署名欄と手当の受給者等の氏名が異なる場合、その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される場合には、当該申出書を受給者等に返戻するものとする。

4 市長は、請求者等より学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)変更(撤回)申出書(第31号様式)が提出された場合には、速やかに処理を行うものとする。

(手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第29条 市長は、法第22条の規定に基づき、手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、次により処理するものとする。

(1) 保育料特別徴収通知書（第32号様式。以下「特別徴収通知書」という。）を作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知すること。

(2) 前号により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知すること。

(3) 支払期月ごとに特別徴収通知書に基づく徴収額を受給者情報に記録し、当該支払期月に支給する手当の額から徴収額を控除した額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づく徴収等額がある場合は、それらの額を更に控除した額）を支払うものとする。

（個人番号の変更等に係る事務処理）

第30条 児童手当 個人番号変更等申出書（第33号様式）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者情報の受給者の個人番号欄、配偶者等の氏名及び個人番号欄、児童の個人番号欄又は第三子以降算定額算定対象者の個人番号欄を必要に応じて改めるものとする。

(2) 受給者が施設等受給者（個人であり被用者であるときに限る。）である場合は、受給者情報（施設等受給者用）を改めるものとする。

（請求書等の整理）

第31条 市長は、認定請求書について、認定年月日順に整理保存するものとする。

2 市長は、前項以外の請求書、届書等は、適宜の方法により整理保存するものとする。

（通知書等作成の取扱い）

第32条 第6号様式から第32号様式の通知書等（以下「通知書等」という。）を作成する場合については、適宜、必要な様式変更、必要な情報提供等を付記しても差し支えないものとする。なお、通知書等の記載事項を別紙等で取り扱うことも可能とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成25年6月1日より適用される法附則第2条第1項の給付に係る所得等の事項については、平成25年5月分までの支給に関する通知書等において、その記載を適宜省略できる。

3 この告示の施行の際現に提出されている改正前の伊勢原市児童手当事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式による認定請求書等は、新要綱に規定する認定請求書等とみなす。

4 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める認定請求等の様式は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市児童手当事務取扱要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第162号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市児童手当事務取扱要綱の規定は、平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月9日告示第124号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市児童手当事務取扱要綱の規定は、平成29年7月19日から適用する。

（経過措置）

2 情報連携の本格運用開始までの試行期間における添付書類の取扱いについては、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成29年4月21日府番第77号・総官企第227号通知）によるものとする。

附 則（平成29年12月28日告示第152号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市児童手当事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成31年6月以後の月分の法の規定による児童手当の支給の制限及び認定の請求について適用し、同年5月以前の月分の当該児童手当の支給の制限及び認定の請求については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の伊勢原市児童手当事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式により使用されている書類は、新要綱に規定する改正後の様式によるものとみなす。

4 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（平成30年8月7日告示第101号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市児童手当事務取扱要綱の規定は、平成30年6月以後の月分の児童手当の支給の制限及び認定の請求について適用し、同年5月以前の月分の児童手当の支給の制限及び認定の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和3年11月29日告示第267号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年5月31日告示第95号）  
この告示は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日告示第134号）  
この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(表面)

児童手当受給者情報

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別	男・女	生年月日	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	配偶者の有無	有・無				
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	電話 ( )						個人番号				
	1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)	⑧支払希望金融機関	名称	預金種別	支店名	口座番号	口座名義					
配偶者等	(ふりがな) 氏名	住所 (請求者と異なる場合)		(上欄と異なる場合に記入してください)								
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先: ) ウ. 被用者等でない者	個人番号	1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)								
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名及び個人番号	続柄	生年月日	住所	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)			
					・学生 ・無職 ・その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他( )	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他( )			
						・学生 ・無職 ・その他		年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他( )	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他( )		
児 童	氏名及び個人番号(別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居の別	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日			非該当年月日
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上	第3子以降	
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
						有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
加入している公的年金制度の種別					所得の状況	年分所得額	認定年月日	支給開始年月	手当月額			
ア. 厚生年金保険      イ. 国民年金      ウ. その他( ) ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済      ( ) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済							円	支給事由消滅年月日・消滅事由		・3歳未満分	円	
							(消滅事由)		・3歳以上分	円		
備考								・第3子以降分	円			
								計	円			

(裏面)

区分		年度		年度		年度		年度		年度	
現 況 届	届出の有無	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被	
	加入年金等の種別										
	前年の所得額	円		円		円		円		円	
	備考										
1 0 月 期	支払年月日	. . .		. . .		. . .		. . .		. . .	
	児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
	保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
	寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
支払金額 (①-②-③-④)	円		円		円		円		円		
支 1 2 月 期	支払年月日	. . .		. . .		. . .		. . .		. . .	
	児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
	保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
	寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
支払金額 (①-②-③-④)	円		円		円		円		円		
支 2 月 期	支払年月日	. . .		. . .		. . .		. . .		. . .	
	児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	円
	学校給食費等徴収等額 ②	円		円		円		円		円	
	保育料の特別徴収額 ③	円		円		円		円		円	
	寄附金額 ④	円		円		円		円		円	
支払金額 (①-②-③-④)	円		円		円		円		円		

金 額	4 月 期	支払年月日	.		.		.		.		
		児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
		学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円				
		保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円				
		寄附金額 ④	円	円	円	円	円				
	支払金額 (①-②-③-④)	円	円	円	円	円					
	6 月 期	支払年月日	.		.		.		.		
		児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
		学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円				
		保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円				
		寄附金額 ④	円	円	円	円	円				
	支払金額 (①-②-③-④)	円	円	円	円	円					
	8 月 期	支払年月日	.		.		.		.		
		児童手当の 支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計	3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
		学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円				
		保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円				
		寄附金額 ④	円	円	円	円	円				
	支払金額 (①-②-③-④)	円	円	円	円	円					
	備考										

(表面)

児童手当受給者情報(施設等受給者用)

受給者	(ふりがな)		設置者等の氏名(法人名等)		個人番号						職業	支払金 融機 関	名称	預金種別	支店名	
	性別	男・女	生年月日	.	施設等の名称	施設等の種類					銀行 金庫 信組 農協 漁協		1. 普通	支店コード (3ケタ)		
	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所 の所在地)		〒 -		電話 ( )	施設等所在地 又は 里親等住所地					〒 -		口座番号	口座名義		
加入している公的年金制度の種別						認定年月日			支給開始年月			手当月額				
ア. 厚生年金保険      イ. 国民年金      ウ. その他 ( ) ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済      ( ) 地方公務員等共済 ( ) 国家公務員共済						. .			. .			3歳未満分      円				
備考						支給事由消滅年月日・ 消滅事由			. .			3歳以上分      円				
						(消滅事由)						計      円				

(裏面)

分		年度																	
現 況 届	届出の有無	有・無																	
	被用者又は公務員であるか否かの別	被・公・非被																	
	加入年金等の種別																		
	備考																		
施設入所等児童の氏名																			
生年月日		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
入所等期間																			
支払金融機関																			
口座番号																			
児童手当 該当年月日	3歳未満	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	3歳以上	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
児童手当非該当年月日		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
支 払 金 額	支払年月日		・																
	10 月 期	年齢区分																	
		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払年月日		・																
	12 月 期	年齢区分																	
		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払年月日		・																
	2 月 期	年齢区分																	
3歳未満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払年月日		・																	
4 月 期	年齢区分																		
	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払年月日		・																	
6 月 期	年齢区分																		
	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払年月日		・																	
8 月 期	年齢区分																		
	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
支払金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
備考																			

※支払金融機関欄及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

第3号様式(第3条、第5条関係)

整理 番号	
----------	--

児童手当関係書類返戻・保留情報

請 求 者	氏 名 ( 法 人 名 等 )	
	住 所 ( 施 設 等 所 在 地 )	
返 戻 ・ 保 留 理 由		
返戻・保留通知年月日		
再 提 出 年 月 日		
調 査 等 完 了 年 月 日		
備 考		





第6号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当関係書類返戻(保留)通知書

年 月 日付で請求(届出)のありました( )  
については次の理由で返戻(保留)することとしましたので通知します。

なお、請求書(届出書)を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

児童手当 別居監護申立書

伊勢原市長 殿

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

1. 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しており、その状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

住所 \_\_\_\_\_

2. 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

4. 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5. 監護、生計同一又は生計維持の状況(面会、仕送り等について)

年 月 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第6号様式の3(第9条関係)

児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童用)

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)

〒

住 所

氏 名

私は、児童手当法第3条に規定する留学等の理由により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

1 留 学 し て い る 児 童 の 状 況 等	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)	[男・女]( 年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童と同居している者の氏名(続柄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ( )</li> <li>• ( )</li> </ul>
	(7)	留学前の国内居住状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年 月 ~ 年 月</li> <li>〒</li> <li>• 年 月 ~ 年 月</li> <li>〒</li> <li>• 年 月 ~ 年 月</li> <li>〒</li> </ul>

(裏面に続く)

2 父 母 等 の 状 況	(1)	父 母 等 の 氏 名 ・ 住 所	氏名（続柄）	住所
			( )	〒
	(2)	監 護 の 状 況 (面会など)	( )	〒
			( )	〒
(3)	生 計 関 係 の 状 況 (生活費の送金状況等)			
3 添 付 書 類	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） <input type="checkbox"/> 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

**(記入上の注意)**

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあつては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がある場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童が留学前の過去6年間において本市（町村）に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

第6号様式の4(第9条関係)

児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童の兄姉等用)

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)

〒

住 所

氏 名

私は、児童手当法第6条第2項第2号に規定する留学等の理由により国外に居住している児童の兄姉等について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

1 留学している児童の兄姉等の状況等	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)	[男・女]( 年 月 日生)
	(2)	留学期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地(国名・居住地)	
	(6)	児童の兄姉等と同居している者の氏名(続柄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> <li>・ ( )</li> </ul>
	(7)	留学前の国内居住状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年 月 ~ 年 月 〒</li> <li>・ 年 月 ~ 年 月 〒</li> <li>・ 年 月 ~ 年 月 〒</li> </ul>

(裏面に続く)

2 父母等の 状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名（続柄）	住所
			( )	〒
	(2)	監護相当の状況 (面会など)	( )	〒
			( )	〒
(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） <input type="checkbox"/> 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童の兄姉等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄姉等と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあつては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄姉等の父母等（申立人）について記入してください。
- 2 (2)「監護相当の状況」欄及び(3)「生計費の負担の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の兄姉等の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の兄姉等の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。
- 3の添付書類「留学前の国内居住状況がわかる書類」については、児童の兄姉等が留学前の過去6年間において本市（町村）に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

児童手当の受給資格に係る(継続)申立書(未成年後見人)

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】(児童手当を請求した未成年後見人)

〒

住 所(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏 名(法人名)

私は、児童の未成年後見人であることを【当該児童の戸籍抄本を添えて】申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

1	未成年被後見人である 児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
				男・女	年 月 日生
			男・女	年 月 日生	
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 - 勤務先:	
		母		〒 - 勤務先:	

(注1) 現況届の提出時は【 】を省略することができます。

(注2) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

第6号様式の6(第9条関係)

児童手当の受給資格に係る(継続)申立書(同居父母)

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】 (児童手当の請求者)

〒  
住 所

氏 名

私は、児童手当法第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

同居している児童	氏 名 〔性別〕(生年月日)	[男・女]( 年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕(生年月日)	[男・女]( 年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕(生年月日)	[男・女]( 年 月 日生)
別居している配偶者 (上記児童の親)の状況	氏 名 (生年月日)	( 年 月 日生)
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 勤務先:
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に・、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。  
(前年度から状況に変わりなければ、現況届(継続申立書)には添付不要です。)

## 裏面

### 【参考】児童手当法（抄）

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
  - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
  - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
  - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第6号様式の7(第9条関係)

児童手当の受給資格に係る(継続)申立書

(配偶者からの暴力(DV)のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している方)

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)

〒

実際に居住している住所

氏 名

私は、配偶者からの暴力のため住民票上の住所地には居住せず、【現在は / 6月1日時点において】  
下記の住所地に居住しているとともに、児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて申し  
立てます。

1 受給者

ア 実際に居住している住所地	〒	
イ 住民票上の住所地	〒	

2 対象児童

1 人 目	(1) 氏名等	氏名(ふりがな)	性別	生年月日
			( )	男・女
	(2) 実際に居住している 住所地	申立人と同住所・別住所( )		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所( )		
2 人 目	(1) 氏名等	氏名(ふりがな)	性別	生年月日
			男・女	年 月 日
	(2) 実際に居住している 住所地	申立人と同住所・別住所( )		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所( )		

(注)【 】は提出する書類(認定請求書または現況届)により選択してください。

戸籍及び住民票に記載のない児童に関する(継続)申立書

年 月 日

伊勢原市長 殿

【申立人】 (児童手当の請求者)

〒

住 所

氏 名

私は、下記のとおり戸籍及び住民票に記載のない児童を監護し、かつ【生計が同一である / 生計を維持している】ことを、下記のとおり申し立てます。

		氏 名 (ふりがな)	性別	生年月日
1	児童の氏名等	( )	男・女	年 月 日
		( )	男・女	年 月 日
2	戸籍及び住民票に児童の記載がない理由			
3	今後の記載見込み			
4	児童の母がわかる書類 (注1)	別添 (児童の出生証明書を添付)		
5	養育者と児童の監護・生計関係や児童が国内に居住していることがわかる書類 (注2)	別添 (母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録又は児童の在園 (在学) 証明等を添付)		

※ 【 】は請求者が児童の母の場合は「生計が同一である」、その他の養育者の場合は「生計を維持している」を選択してください。

(注1) 現況届の場合は添付する必要はありません。

(注2) 他の方法により確認出来る場合には、添付を省略することができます。



注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の担当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
  - ① 児童福祉法に規定する延長者
  - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
  - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3子以降) 円
	計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	( )
備考	

児童手当における同居父母に係る認定について（通知）

(あて先) (保護者の住所地) 市町村児童手当担当部局長 殿  
(所属庁の長 殿)

伊勢原市児童手当担当部長

令和6年9月30日こ成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者					配偶者			受給者と同居している児童		備考
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				
		男・女		・			・				

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 認定通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付けで請求のありました児童手当について、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象となる児童氏名及び生年月日(※)	
5 支給対象とならなかった児童氏名、生年月日及びその理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当額改定通知書

児童手当の額の改定については請求、届出(職権)により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	( 3 歳 未 満 ) 人
	( 3 歳 以 上 ) 人
	( 第 3 子 以 降 ) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	( 3 歳 未 満 ) 円
	( 3 歳 以 上 ) 円
	( 第 3 子 以 降 ) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月 から
4. 改定(増・減額)の理由 ( )	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当額改定請求却下通知書

児童手当の額の改定について、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 額改定通知書(施設等受給者用)

児童手当の額の改定については請求、届出(職権)により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 増額または減額の原因となる児童氏名及び生年月日及び改定の理由(※)	
5 支給対象とならなかった児童氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 額改定請求却下通知書(施設等受給者用)

児童手当の額の改定については職権により、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ( )	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

消滅した日	年 月 日
消滅の理由	
備考	

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 支給事由消滅通知書(施設等受給者用)

児童手当の支給事由は、次のとおり消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

消滅した日	
消滅の理由	
備 考	

第18号様式(第20条関係)

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について(通知)

(あて先) (児童の住所地) 市町村児童手当担当部局長 殿

伊勢原市児童手当担当部長

令和6年9月30日こ成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅年月日	備考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係	生年月日	住所		
		男・女	・				・		・	
			・				・			

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支払内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払日	年 月 日

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長

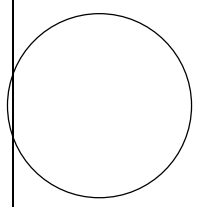


児童手当支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

支払内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払日	年 月 日



郵便はがき

様

伊勢原市 /  
伊勢原市田中348番地 〒259-1188  
Tel. 0463-94-4711

第21号様式(第23条関係)

児童手当支払通知書

支払期間	
支払金額	
金融機関 支店名 種別・口座	
口座名義人	
振込予定日	

児童手当については、次のとおり、指定された口座に振り込みますので通知します。

月 日  
伊勢原市長



年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、指定された口座に振り込みますので通知します。

1 認定番号			
2 施設等の種類			
3 施設等の名称			
4 振込期日			
児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 \_\_\_\_\_ 円

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



未支払 児童手当支給決定(請求却下)通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定(請求を却下)しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支払 (支払却下) の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

年 月 日

様

伊勢原市長



未支払 児童手当支給決定(請求却下)通知書(施設等受給者用)

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定(請求を却下)しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	

合計 \_\_\_\_\_ 円

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

様

伊勢原市長



児童手当 支払差止通知書 (施設等受給者用)

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

第 27 号様式(第 27 条関係)

児童手当に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 \_\_\_\_\_ 円也

児童手当法第 8 条第 4 項の規定に基づき、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に支払われた児童  
手当のうち、上記の額を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

伊勢原市長



※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注 1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

児童手当寄附変更等申出書

伊勢原市長 殿

私は、児童手当法第 20 条第 1 項の規定に基づき行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計 円	
<input type="checkbox"/> 児童手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	年 4 月支払期 （2 月分～3 月分）	計 円
	年 6 月支払期 （4 月分～5 月分）	計 円
	年 8 月支払期 （6 月分～7 月分）	計 円
	年 10 月支払期 （8 月分～9 月分）	計 円
	年 12 月支払期 （10 月分～11 月分）	計 円
	年 2 月支払期 （12 月分～1 月分）	計 円

(注) 寄附額は、支給される児童手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

第 29 号様式(第 28 条関係)

第 年 月 日 号

様

伊勢原市長



児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第 21 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づく申出のあった費用について、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

児童手当の支払期日	児童手当から徴収する（支払う）費用	備考

第 30 号様式（第 28 条関係）

第 年 月 日 号

学校長 殿

伊勢原市長



児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）対象者等の決定について

児童手当法第 21 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づく申出のあった費用について、次のとおり、児童手当から徴収いたします（支払います）ので通知します。

児童手当の支払期月	児童手当から徴収する（支払う）額	備 考



第 年 月 日

様

伊勢原市長



### 保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

#### 1. 対象児童

児童の氏名

#### 2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年4月分	( 円 月分保育料)	
年6月分	( 円 月分保育料)	
年8月分	( 円 月分保育料)	
年10月分	( 円 月分保育料)	
年12月分	( 円 月分保育料)	
年2月分	( 円 月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表する者は伊勢原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

児童手当 個人番号変更等申出書

伊勢原市長 殿

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1. 受給者の個人番号が変更されたため

変更前の個人番号	変更後の個人番号
.....	.....

2. 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号
.....	.....	.....

3. 児童の個人番号が変更されたため

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号
.....	.....	.....

4. 児童の兄弟等の個人番号が変更されたため

ふりがな 児童の兄弟等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号
.....	.....	.....

5. 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため

ふりがな 配偶者等の氏名
.....

6. 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
.....	.....	年 月 日

年 月 日

【申出人】（児童手当の受給者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_